

長崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模  
を定める条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市条例第 23 号

長崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び  
規模を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1  
項第 4 号ハの規定に基づき、長崎市地域防災計画に大規模な工場その他  
の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模を定め  
るものとする。

(用途及び規模)

第 2 条 前条の用途及び規模は、次のとおりとする。

- (1) 用途は、工場、作業場又は倉庫であること。
- (2) 規模は、延べ面積が 10,000 平方メートル以上であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。